

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
貯 金 等	194 (0.1)	179 (0.1)	△ 15
有 価 証 券	25 (0.0)	25 (0.0)	△ 0
動 産	— (—)	— (—)	—
不 動 産	17,793 (8.5)	16,904 (8.1)	△ 888
そ の 他 担 保 物	131 (0.1)	119 (0.1)	△ 11
計	18,145 (8.7)	17,229 (8.2)	△ 916
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	7,666 (3.7)	6,608 (3.2)	△ 1,057
そ の 他 保 証	673 (0.3)	471 (0.2)	△ 202
計	8,340 (4.0)	7,080 (3.4)	△ 1,260
信 用	181,635 (87.3)	184,799 (88.4)	3,163
合 計	208,121 (100.0)	209,108 (100.0)	986

(注) ()内は構成比です。

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
貯 金 等	— (—)	— (—)	—
有 価 証 券	— (—)	— (—)	—
動 産	— (—)	— (—)	—
不 動 産	— (—)	— (—)	—
そ の 他 担 保 物	— (—)	— (—)	—
計	— (—)	— (—)	—
信 用	7,666 (100.0)	7,186 (100.0)	△ 479
合 計	7,666 (100.0)	7,186 (100.0)	△ 479

(注) ()内は構成比です。

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
設 備 資 金	33,436 (16.1)	30,102 (14.4)	△ 3,334
運 転 資 金	174,684 (83.9)	179,005 (85.6)	4,321
合 計	208,121 (100.0)	209,108 (100.0)	986

(注) ()内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
農 業	1,551 (0.7)	1,606 (0.8)	55
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	12,135 (5.8)	9,951 (4.8)	△ 2,184
鉱 業	400 (0.2)	850 (0.4)	450
建 設 業	3,260 (1.6)	3,089 (1.5)	△ 171
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	2,000 (1.0)	3,400 (1.6)	1,400
運 輸 ・ 通 信 業	5,640 (2.7)	5,501 (2.6)	△ 139
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	16,122 (7.7)	14,905 (7.1)	△ 1,217
金 融 ・ 保 険 業	44,929 (21.6)	49,126 (23.5)	4,197
不 動 産 業	4,063 (2.0)	3,554 (1.7)	△ 509
サ ー ビ ス 業	75,295 (36.2)	72,629 (34.7)	△ 2,665
地 方 公 共 団 体	35,074 (16.9)	37,825 (18.1)	2,751
そ の 他	7,648 (3.7)	6,668 (3.2)	△ 979
合 計	208,121 (100.0)	209,108 (100.0)	986

(注) ()内は構成比です。

貸出先別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成24年度	平成25年度	増 減
会 員	61,064 (29.3)	55,720 (26.6)	△ 5,344
総合 J A	401 (0.2)	866 (0.4)	465
専門 J A ・ 連 合 会	49,313 (23.7)	44,990 (21.5)	△ 4,323
会 員 の 組 合 員	10,596 (5.1)	9,305 (4.5)	△ 1,291
准 会 員	752 (0.4)	557 (0.3)	△ 194
員 外	147,056 (70.7)	153,387 (73.4)	6,331
地方公共団体・過半出資非営利法人	35,074 (16.9)	37,825 (18.1)	2,751
金 融 機 関	37,079 (17.8)	41,276 (19.7)	4,197
そ の 他	74,902 (36.0)	74,285 (35.5)	△ 617
合 計	208,121 (100.0)	209,108 (100.0)	986

(注) ()内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
農 業	2,450	812	△ 1,637
穀 作	188	284	95
野 菜 ・ 園 芸	228	228	0
果 樹 ・ 樹 園 農 業	6	5	△ 1
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	200	115	△ 85
養 鶏 ・ 鶏 卵	52	41	△ 11
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	1,774	138	△ 1,635
農 業 関 連 団 体 等	48,625	46,123	△ 2,501
合 計	51,075	46,936	△ 4,139

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前述の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農等が含まれています。

② 資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
ブ ロ ー パ ー 資 金	48,296	43,751	△ 4,545
農 業 制 度 資 金	2,778	3,184	405
農 業 近 代 化 資 金	2,692	3,184	491
そ の 他 制 度 資 金	85	—	△ 85
合 計	51,075	46,936	△ 4,139

(注) 1. ブローパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、土地改良負担金償還平準化資金が該当します。

【受託貸付金】

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	27,993	25,171	△ 2,822
そ の 他	7	4	△ 2
合 計	28,001	25,176	△ 2,825

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

リスク管理債権残高

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	303	128	△ 175
延 滞 債 権 額	3,770	3,463	△ 307
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権 額	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	487	214	△ 272
合 計	4,561	3,805	△ 755

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円、%)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			保 全 率
		担 保・保 証	引 当	合 計	
	A	B	C	B+C	(B+C)÷A
合 計	216,646		3,853		
非 正 常 債 権 計	3,807	388			
破 産 更 生 等 債 権 お よ び こ れ ら に 準 ず る 債 権	2,429	44	2,385	2,429	100.0
危 険 債 権	1,163	343	756	1,100	94.6
要 管 理 債 権	214	—	710		
正 常 債 権	212,839				

(注) 1. 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象となっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

②危険債権

債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

③要管理債権

3か月以上延滞債権で上記①及び②に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

④正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①～③までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

2. 引当は、要管理債権及び正常債権の引当である一般貸倒引当金を含んでいます。

なお、一般貸倒引当金は、貸倒実績率による算出額と税法上の繰入限度額のいずれが多い金額を繰り入れることとし、当期については、税法上の繰入限度額により引き当てています。

元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。